

普通倉庫保管料率表

大竹運送株式会社

普通倉庫保管料

1. 基本料率

単位：円

| 大区分 | 中区分 | 従価率(1,000円につき) | 従量率(1トにつき) |
|--------|--|----------------|----------------------|
| 穀飼類 | 米・麦・粉類 | 0.60～1.70 | 130～260 |
| | その他の穀飼類 | 1.50～2.80 | 180～460 |
| 農林水産品 | たばこ | 0.60～0.80 | 110～350 |
| | 農産物・木材 | 0.90～1.80 | 260～340 |
| | 水産品 | 1.40～1.80 | 360～900 |
| 塩・砂糖類 | 塩 | 0.80～1.00 | 70～190 |
| | 砂糖 | 1.40～1.80 | 210～400 |
| 食料工業品 | | 1.40～2.80 | 220～360 |
| 繊維製品 | | 1.00～1.30 | 350～1,020 |
| 繊維原料 | 生糸・毛類 | 0.70～1.30 | 380～500 |
| | その他の繊維原料 | 0.90～1.80 | 110～260 |
| 紙・パルプ類 | | 1.40～1.80 | 220～610 |
| 金属・機械類 | 貴金属地金 | 0.040～0.050 | 1キログラムにつき 160～210 |
| | 鉄材・鉄製品 | 1.40～1.80 | 120～160 |
| | 地金・自動車・車両・ 金物製品(洋食器・空缶 類)機器・器具・部品(家 庭用電気・ガス・石油 器具のみ) | 0.90～2.10 | 230～580 |
| | その他の金属・機械類 | 0.90～2.80 | 650～1,230 |
| 肥料類 | | 1.00～2.50 | 130～310 |
| 化学工業品 | 薬品類(医薬品のみ)・ 染料・塗料・油脂・ろう 類・化学製品(化粧品・ 合成樹脂素材のみ) | 1.30～2.80 | 460～740 |
| | その他の化学工業品 | 1.40～3.10 | 200～410 |
| 窯業品 | セメント | 1.40～1.80 | 170～220 |
| | 板ガラス | 1.40～1.80 | 440～570 |
| ゴム類 | | 1.40～3.00 | 370～630 |
| 皮革類 | | 1.40～1.80 | 1,010～1,310 |
| 鋳産品 | | 1.40～1.80 | 320～420 |
| 雑品 | | 3.50～4.60 | 460～610 |

2. 適用規定

- (1) 基本料率に記載のない貨物については、類似貨物を適用します。
- (2) 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとを、それぞれ一期として計算します。
- (3) 従価率による算出は寄託申込価格(寄託申込価格が不相当と認められるときは、時価によります。)により、従量率による算出は、正常な重量または体積によります。
- (4) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとします
- (5) トン数は、重量、体積いずれか大なる方によります。
- (6) 保管料は、従価率と従量率とによって算出した金額を合算します。
- (7) 請求各口につき50銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円と計算します
- (8) 請求一口の保管料総額が1,000円未満に満たないときは、1,000円とします。
- (9) 寄託者の要請により、坪建料金を設定することができるものとします。

3. 割増料率

- (1) 下記の貨物には、基本料率に次の割増率を付加します。割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じます。ただし、①、②の割増は合算せず、いずれか大なる方を適用します。

| 大区分 | 中区分 | 割増料率 | |
|----------|---|-------|---------|
| 保税貨物 | 無税品 | 基本料率の | 30%増以内 |
| | | 基本料率の | 10%増 |
| 定温倉庫蔵置貨物 | | 基本料率の | 80%増以内 |
| 燻蒸倉庫蔵置貨物 | | 基本料率の | 20%増以内 |
| 消防法等の危険物 | ①ア. 消防法の規定による危険等級Ⅰ及びⅡの危険物並びに危険等級Ⅲの危険物のうち第4類第二石油類 イ. 消防法の規定による危険等級Ⅲの危険物(第4類第二石油類を除く。) ウ. 消防法の規定による指定可燃物(特別の設備を要したものに限る。) | 基本料率の | 300%増以内 |
| | | 基本料率の | 100%増 |
| | | 基本料率の | 50%増以内 |
| | ②高圧ガス取締法の規定による高圧ガス | 基本料率の | 300%増以内 |

- (2) 酒税またはたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損性・強臭性貨物またはばら貨物については、基本料率による料金のほかに寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受けます。

4. 割引料率

- (1) 同一寄託者から1回の寄託引受において、同一貨物の量が、5,000トン以上の場合、全量について、基本料率の5%以内の割引を適用します。
- (2) 野積保管の貨物であって特に資材または設備を要しない場合は、基本料率の20%以内の割引を適用します。

5. その他の料金

- (1) 同一寄託者から1回の寄託引受において、同一貨物の量が、100トン以上の場合で、かつ、全量の保管期間が7日以内の場合は、期を跨ぐと跨がないにかかわらず、基本料率の80%相当額の短期定額料金を適用します。
- (2) 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は、次の料金を申し受けます。

| 種 別 | 料 金 |
|--|----------------|
| 在庫証明書、在庫報告書、またはこれらに準ずる諸書類の作成 | 1件につき 1,000円 |
| 送状またはこれに準ずる諸書類の作成 | 1件につき 500円以内 |
| 温湿度等の調査報告書またはこれに準ずる諸書類の作成 | 1件につき 1,000円以内 |
| 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理を行った場合は、寄託者と協議のうえ決定します。 | |

- (3) 寄託者の要求により、貨物の検品・検査の立会い、機械による温度調整、その他貨物の保管に特別の手数または設備を要した場合は、寄託者と協議のうえ決定した料金を申し受けます。

6. 消費税の加算

1. から 5. までによって計算した料金の総額に消費税(地方消費税を含む。)に相当する金額を加算します。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。